

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課

課 長 関川 秀泉

主任監察監督官 古畑 善美

(電話) 026-223-0553

令和元年度「過重労働解消キャンペーン（11月）」における重点監督の実施結果を公表

長野労働局（局長 中原正裕）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します（別添1及び2参照。）。

この重点監督は、県内の労働基準監督署において、時間外労働時間が1か月80時間を超えていると考えられる事業場等、184事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、65事業場（全体の35.3%）で、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

時間外労働の上限規制※については、令和2年4月1日から中小企業にも施行されており、長野労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、時間外労働の上限規制を含め、働き方改革関連法の周知徹底を図ることとしています（別添3参照。）。

【監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場

184 事業場

(2) 主な違反内容（(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）

①違法な時間外労働があったもの：

65 事業場（35.3%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 23 事業場（35.4%）

うち、月100時間を超えるもの： 14 事業場（21.5%）

うち、月150時間を超えるもの： 2 事業場（3.1%）

うち、月200時間を超えるもの： 0 事業場（0.0%）

②賃金不払残業があったもの：

11 事業場（6.0%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：

16 事業場（8.7%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況（(1)のうち、健康障害防止のための指導票を交付した事業場）

①過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの：

91 事業場（49.5%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：

29 事業場（15.8%）

※平成30年度までの労働基準法では、労使協定（36協定）を結べば、上限なく時間外労働をさせることができました（ただし年6回まで）。このことが過労死等に繋がるものとして社会問題となったことなどから、働き方改革の一環として労働基準法が改正され、大企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から、以下のとおり残業時間に上限規制が設けられました。

①月当たりの時間外労働時間の上限は、休日労働を含め月100時間未満

②複数月（2～6か月）における時間外労働の上限は、休日労働を含め平均80時間以内

③1年間を通して時間外労働の上限は、年720時間以内

令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

令和年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、184事業場に対し監督指導を実施し、116事業場（全体の63%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが65事業場、賃金不払残業があったものが11事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが16事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		184 (100%)	116 (63%)	65 (35.3%)	11 (6%)	16 (8.7%)
主な業種	製造業	37 (20.1%)	30 (81.1%)	19	2	1
	建設業	8 (4.3%)	5 (62.5%)	4	0	0
	運輸交通業	18 (9.8%)	16 (88.9%)	8	2	0
	商業	58 (31.5%)	31 (53.4%)	18	3	9
	接客娯楽業	21 (11.4%)	10 (47.6%)	6	1	1
	その他の事業 (注6)	18 (9.8%)	10 (55.6%)	4	1	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
184	48 (26.1%)	82 (44.6%)	24 (13%)	16 (8.7%)	9 (4.9%)	5 (2.7%)

表 3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
184	11 (6%)	39 (21.2%)	12 (6.5%)	23 (12.5%)	27 (14.7%)	72 (39.1%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、91事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
91	5	6	54	37	1	0

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注2） 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、29事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
29	8	2	21	0	0	0

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2） 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった65事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、23事業場で1か月80時間を、うち14事業場で1か月100時間を、うち2事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
			100時間超	150時間超	200時間超
65	42	23	14	2	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、7事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、59事業場でタイムカードを基礎に確認し、51事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、49事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制 （注2）（注3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	PCの使用時間の記録を基礎 （注2）	
7	59	51	22	49

（注1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3） 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

◎ 是正・改善指導の対象となった主な事例

【事例 1】 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定める上限時間（月90時間）を超えて、時間外労働（最長月114時間）を行わせていた。
（製造業）

労働基準監督署の対応

時間外労働が36協定で定める上限時間を超えていることについて是正勧告した。

事業場の対応

労働者の増員、2交代制の導入により上限時間以内とした。

【事例 2】 36協定を届け出ることなく、労働者に時間外労働（最長：月53時間）を行わせていた。
また、営業職については出勤簿に押印するのみで労働時間を適正に把握していなかった。
（卸売業）

労働基準監督署の対応

36協定を届け出していないことについて是正勧告し、営業職について労働時間を適正に把握するよう指導した。

事業場の対応

36協定を所轄の労働基準監督署に届け出た。また、営業職についてはタイムカードを使用して労働時間把握を行うこととした。

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置しています。

専門の労働基準監督署の職員が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ⌚ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ⌚ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ⌚ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ⌚ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

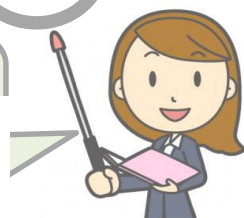
有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せください。

スマートフォン
タブレットでも



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、県内の各労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

労働基準監督署 一覧

検索

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。



長野労働局・労働基準監督署